

令和5年度 水質検査計画



大多喜浄水場 管理本館



南房総広域水道企業団

目 次

1. はじめに	1
2. 基本方針	1
3. 南房総広域水道企業団の事業概要	2
表－1 事業概要	2
図－1 企業団と受水団体の関係	3
図－2 浄水処理の流れ	4
4. 水質状況及び水質管理上の留意点	5
表－2 水質管理上留意すべき項目及び対策	5
5. 水質検査地点	6
図－3 水質検査地点の概略図	6
6. 水質検査項目及び検査頻度	7
7. 臨時の水質検査	9
8. 水質検査の方法	9
9. 水質検査の精度と信頼性の保証について	10
10. 水質検査結果の評価	10
11. 水質検査計画及び検査結果の公表	10
12. 水質検査計画の見直し	10
13. 関係機関との連携	11
<参考資料>	
表－3 平成29年度から令和3年度までの原水水質検査結果	12
表－4 平成29年度から令和3年度までの浄水水質検査結果	13
表－5 検査項目及び検査頻度（1日1回以上行う検査項目）	14
表－6 検査項目及び検査頻度（水質基準項目）	15
表－7 検査項目及び検査頻度（水質管理目標設定項目）	16
表－8 検査項目及び検査頻度（独自設定項目）	16
表－9 検査項目（農薬類）	17

1. はじめに

南房総広域水道企業団（以下「企業団」という。）では、安全・安心な水道用水を受水団体（夷隅・安房地域：4市3町1水道企業団）へ供給するため、水源から浄水場を経て給水地点に至る各段階で水質検査を行っています。

水質検査は水質管理の一部であり、供給される水道用水が法令に適合しているかを判定するために大変重要な役割を果たしています。

企業団では法令に基づき、水質検査の項目や検査頻度、検査結果の公表方法等を定めた「水質検査計画」を事業年度ごとに策定し、計画的な水質検査を実施しています。

2. 基本方針

企業団では、以下の基本方針のもと水質検査計画を策定し、水質検査を実施します。

(1)検査地点

検査地点は、法令に基づく受水団体への水道用水受け渡し地点（以下「給水地点」という。）に加え、長柄ダム（水源）、浄水場着水井（原水：浄水場入口）、浄水場浄水池（浄水：浄水場出口）、第1送水調整池、平塚追加塩素設備とします。

(2)検査項目

検査項目は、法令で検査が義務付けられている「1日1回以上行う検査項目」「水質基準項目」、水質管理上留意すべきものとされている「水質管理目標設定項目」、水質管理を適切に実施するために企業団が独自に設定した「独自設定項目」とします。

「1日1回以上行う検査項目」とは

法令により「色」及び「濁り」並びに「消毒の残留効果」に関する検査を1日1回以上実施することとされています。

「水質基準項目」とは

基準値以下で給水することが法令で義務付けられている項目で、人の健康の保護及び生活利用上障害が生ずるおそれの有無の観点から51項目が設定されています。

「水質管理目標設定項目」とは

将来にわたり水道水の安全性の確保に万全を期するうえで水質管理上留意すべきものとして27項目が設定されており、水質基準に準じて検査を実施することとされています。

「独自設定項目」とは

浄水処理や供給水水質を適切に管理するうえで必要と考えられる23項目を企業団が独自に設定しています。

また、放射性物質に係る検査についても、独自設定項目として実施します。

(3)検査頻度

検査項目ごとに、法令及び過去の水質検査結果を考慮して頻度を決定します。

(4)水質検査

水質検査は、専門の職員による自己検査を原則とします。なお、機器の整備状況から一部項目は委託により検査を行います。

3. 南房総広域水道企業団の事業概要

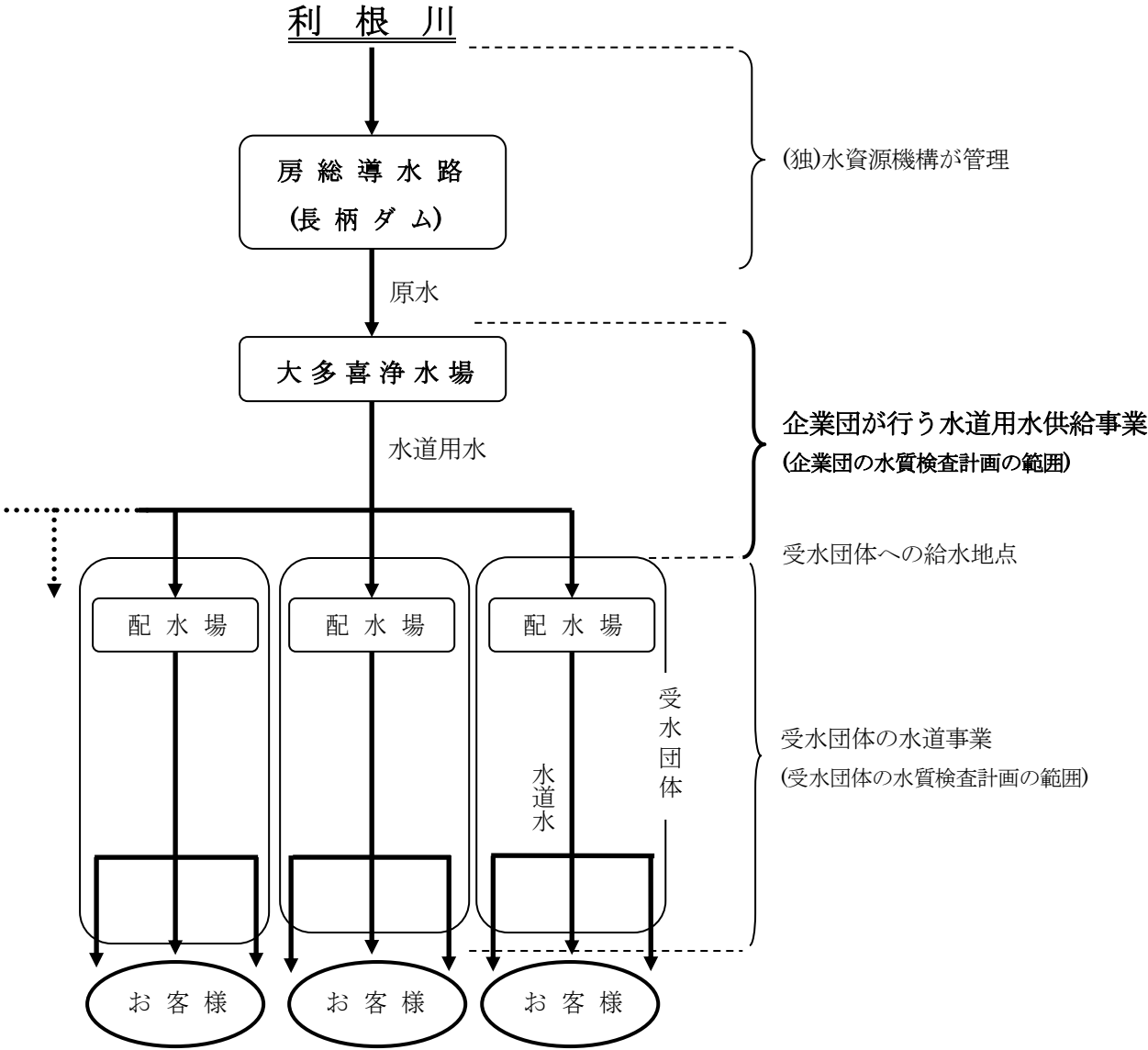
企業団を構成する地域の水道事業体（4市3町1水道企業団）は、各々が地下水やダム開発などにより水源を確保し水道事業を行ってきましたが、地形的に小規模ダムが多く、気象の影響を受けやすく夏期の水需要の増大に対する水不足をはじめ、冬期においても慢性的な渇水に悩まされてきました。

こうした状況を改善するため、水道水の安定した供給体制を確保するとともに、水道事業運営の効率化を図ることを目的として、平成2年に『南房総広域水道企業団』（一部事務組合）を設立して、平成8年度以降、利根川から導水した水を長柄ダムに貯留した上で（房総導水路）、大多喜浄水場で浄水した水道用水を夷隅・安房地域の水道事業に供給しています。現在の計画一日最大給水量は42,330立方メートルです。

表－1に事業概要を、図－1に企業団と受水団体の関係を、図－2に大多喜浄水場での浄水処理の流れをそれぞれ示します。

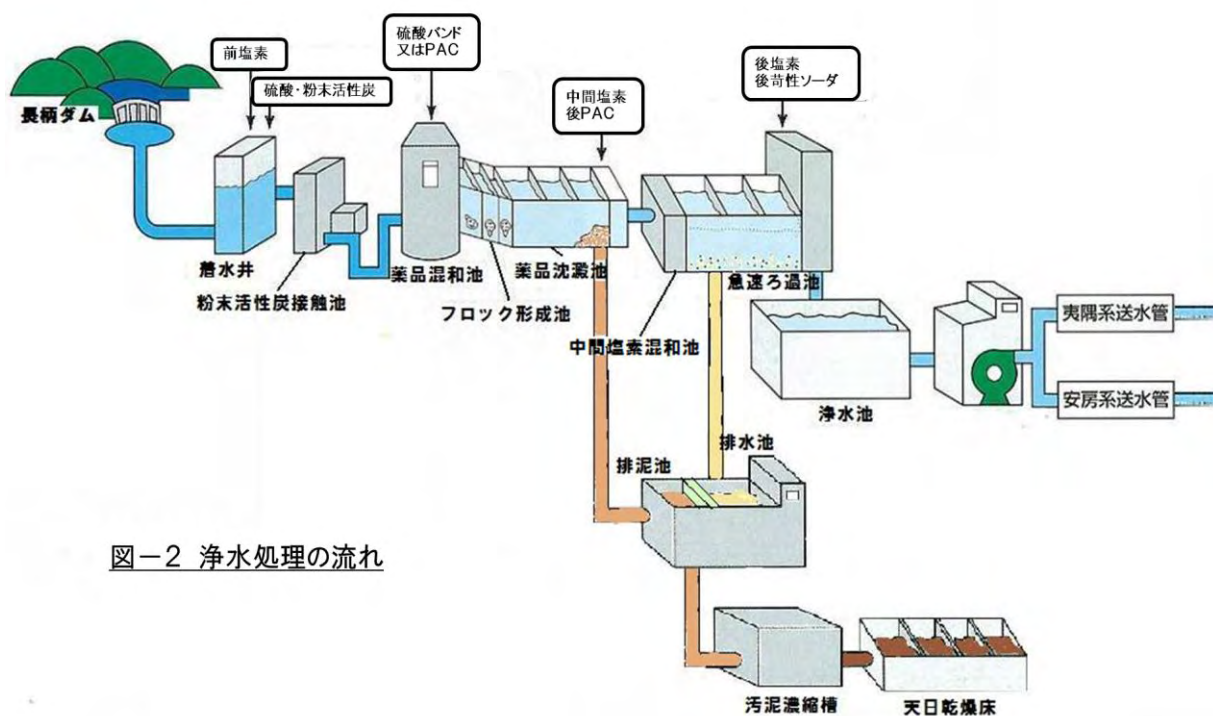
表－1 事業概要

事業の種類	水道用水供給事業
受水団体	夷隅郡市 勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町 安房郡市 鴨川市、南房総市、鋸南町、三芳水道企業団（館山市、南房総市）
給水人口	182,070人（令和4年3月31日現在）
計画一日最大給水量	42,330 m ³
一日最大給水量 （令和3年度）	34,840 m ³
一日平均給水量 （令和3年度）	31,041 m ³
水源	利根川水系房総導水路（長柄ダム）〔独〕水資源機構施設
水源の種類	表流水（ダム直接）
浄水場の名称	大多喜浄水場（所在地：夷隅郡大多喜町小谷松）
処理方法	前塩素処理－硫酸処理、粉末活性炭処理－凝集沈澱処理－中間塩素処理－急速ろ過



※水道用水供給事業とは
受水団体は、お客様（水道の使用者）に直接水をお届けする「水道事業」（小売業のような役割）を担っています。
これに対し、南房総広域水道企業団では、浄水した水を受水団体に届ける「水道用水供給事業」（卸売業のような役割）を担っています。

図ー1 企業団と受水団体の関係



- 着水井 : ダムからの水（原水）を受け入れる施設です。
- 粉末活性炭接触池 : 原水中の有機物や臭いを粉末活性炭により吸着除去するため、原水と粉末活性炭を混和する施設です。
- 薬品混和池 : 原水中の細かな砂や泥などを集塊状にし、沈澱しやすくするための薬剤（凝集剤）を注入し、均一に混ぜ合わせる施設です。凝集剤は、硫酸アルミニウム（硫酸バンド）又はポリ塩化アルミニウム（PAC）を使用しています。
汚れが集まり塊になったものをフロックと言います。
- フロック形成池 : ゆっくりと水を攪拌して、沈みやすい大きなフロックを作る施設です。
- 薬品沈澱池 : 大きく成長したフロックを沈澱させ、除去する施設です。上澄水を集め、急速ろ過池へと送ります。
光合成による藻類の発生を抑制するため開閉式の覆蓋を設けてあります。
- 中間塩素混和池 : 塩素やPAC（後凝集処理）を均一に混ぜ合わせる施設です。
- 急速ろ過池 : 薬品沈澱池で除去できなかった小さな汚れを、砂ろ過層を通して除去します。
- 浄水池 : 急速ろ過池を通過してきれいになった水を一旦貯留しておく施設です。
- 排水池 : 排水池は、急速ろ過池の洗浄水などを受け入れる施設です。受け入れた水を原水として再利用するため着水井に送ります。
- 排泥池 : 薬品沈澱池で沈澱除去されたフロック（泥）を受け入れる施設です。
- 汚泥濃縮槽 : 排泥池から送られてきた泥を受け入れ、沈降作用により更に濃い泥にする施設です。底部に集まった濃い泥は天日乾燥床へ、上澄水は原水として再利用するため、排水池を経由して着水井へ送られます。
- 天日乾燥床 : 濃縮された泥を張り込み、乾燥させる施設です。底部が砂などのろ床となっており、ろ過により脱水するとともに、天日の力により泥を乾燥させます。脱水した水は原水として再利用するため着水井に送られます。

4. 水質状況及び水質管理上の留意点

(1) 原水水質状況

企業団の水源は利根川水系房総導水路で、香取市佐原地先で利根川表流水を揚水し、両総用水共用施設（九十九里地域や利根川下流沿岸地域への農業用水路との共用施設）、栗山川、房総導水路を経て長柄ダムに貯留された水を更に南房総導水路により導水して大多喜浄水場の原水としています。

原水は比較的安定した水質を保っているものの、利根川から長柄ダムまでの導水過程で栗山川（二級河川）を利用していることから、流域からの畜産・農業排水の影響を受けるほか、油類や化学物質等の流出事故による影響を被る可能性があります。

また、長柄ダムは富栄養化により植物プランクトンが繁殖しやすい状況であることから、pH値の上昇やカビ臭の発生等も懸念されます。

(2) 供給水水質状況

原水水質状況を踏まえた適切な浄水処理により、供給開始以来、法令で定められた水質基準値を満たす安全・安心な水道用水を供給し続けています。

(3) 水質管理上の留意点

水質管理上留意すべき項目及び対策を表－2に示します。また、表－3、表－4に平成29年度から令和3年度までの5年間に原水及び浄水について実施した水質基準項目検査の検出最大値を示します。

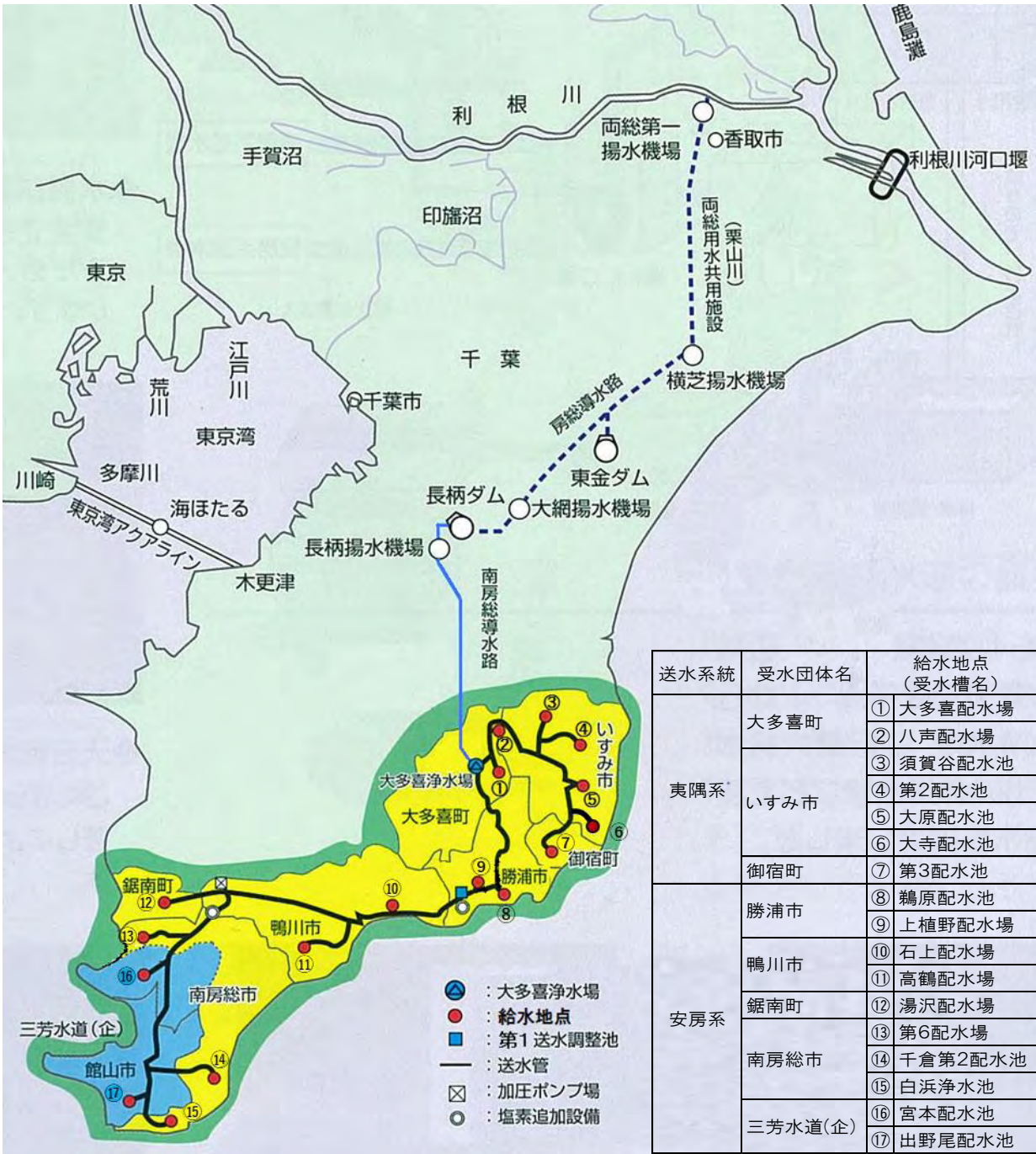
表－2 水質管理上留意すべき項目及び対策

水質管理上留意すべき項目		留意すべき理由	対 策
原 水	クリプトスポリジウム及びジアルジア	耐塩素性病原微生物です。畜産排水により水源が汚染されることがあります。	凝集剤の適正注入 ろ過水の濁度管理
	pH値	pH値上昇により凝集障害を起こします。	硫酸注入による原水pH値の調整
	植物プランクトン	凝集障害、ろ過障害、カビ臭などの異臭味被害を起こします。	適切な塩素注入 凝集剤の適正注入 粉末活性炭処理 ろ過水の濁度管理
供給水	トリハロメタン	水中に含まれる有機物と消毒用の塩素の反応により生成され、時間の経過とともに増加します。	適切な塩素注入 粉末活性炭処理

5. 水質検査地点

給水地点（１７箇所）の他、浄水処理過程及び用水供給過程での水質を適切に管理するために、長柄ダム（水源）、浄水場着水井（原水：浄水場入口）、浄水場浄水池（浄水：浄水場出口）、第１送水調整池、平塚追加塩素設備を水質検査地点とします。

図-3に水質検査地点の概略図を示します。



図一3 水質検査地点の概略図

6. 水質検査項目及び検査頻度

水質検査は以下の要領で実施します。なお、法令により一定の条件下で検査回数を減ずることができる項目がありますが、水質の安全・安心を確保するため回数を減ずることなく検査を実施します。また、原水水質についても適切な浄水処理を確保するため必要な検査を実施します。

(1) 1日1回以上行う検査(色、濁り、消毒の残留効果に関する検査)(表-5)

- ・送水系統(安房系及び夷隅系)の末端となる白浜浄水池(南房総市【安房系】)及び第3配水池(御宿町【夷隅系】)への供給水を対象に水質自動測定器で常時監視します。また、その他の給水地点においても、消毒の残留効果に関する検査を水質自動測定器で行い常時監視します。

(2) 水質基準項目、水質管理目標設定項目及び独自設定項目の検査

【給水地点】

① 水質基準項目(表-6)

- ・水質基準項目のうち、概ね1月に1回以上検査を行わなければならない項目とされる一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)(以下「TOC」という。)、pH値、味、臭気、色度及び濁度の9項目(以下「概ね1月に1回以上検査を行う項目」という。)並びに農業排水や生活排水などの影響を監視するための硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素並びに消毒のために加えられる次亜塩素酸ナトリウムにより増加する塩素酸及び臭素酸の検査をそれぞれ月1回行います。
- ・水温や滞留時間により変化しやすいトリハロメタン類及びpH値の検査を、最遠地に位置する白浜浄水池で週1回、白浜浄水池以外の給水地点で月1回行います。
- ・水源においてカビ臭物質を産生する藻類が発生することから、カビ臭の原因物質であるジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールの検査を月1回行います。
- ・その他の水質基準項目の検査は3か月に1回行います。

② 水質管理目標設定項目(表-7)

- ・白浜浄水池では、水質基準と重複する項目を含む22項目について週1回から3か月に1回の頻度で検査を行います。なお、企業団では二酸化塩素による消毒を実施していないことから亜塩素酸及び二酸化塩素の検査を省略します。また、TOCの値で代替できる有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)(以下「有機物等」という。)の検査及び臭気強度の検査も省略します。
- ・白浜浄水池以外の給水地点では、水質基準と重複する項目を含む10項目について、月1回又は3か月に1回の頻度で検査を行います。

③ 独自設定項目(表-8)

- ・供給水の水質管理のため企業団が独自に設定した6項目の検査を週1回から3か月に1回の頻度で行います。

【長柄ダム(水源)】(表-6、7、8)

- ・水源水質を把握するため濁度、色度、pH値、一般細菌、大腸菌、アルカリ度、アンモニア態窒素等の基本的性状及び総リン、総窒素、生物等の富栄養化状況を示す項目について月1回の頻度で検査を行います。

- ・クリプトスポリジウム等による汚染の指標菌である嫌気性芽胞菌の検査を月 1 回の頻度で行うとともに、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を 3 か月に 1 回実施し、汚染状況を確認します。

【浄水場着水井(原水:浄水場入口)、浄水場浄水池(浄水:浄水場出口)】

①水質基準項目(表-6)

【原水】

- ・原水水質は浄水処理に直接影響を与えることから、水質変化を監視するため「概ね 1 月に 1 回以上検査を行う項目(味を除く)」並びに硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検査を毎日(平日)又は週 1 回の頻度で行います。また、その他の項目は自己検査が可能な項目は月 1 回、委託検査項目は 3 か月に 1 回検査を行います。なお、表-6 中の No. 21 ~ 25、27 ~ 31 は水道水の消毒により発生する物質であることから検査を省略します。

【浄水】

- ・浄水水質を検査し、水質基準に適合する水道水が浄水場から送り出されているか確認します。「概ね 1 月に 1 回以上検査を行う項目」、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸及びトリハロメタン類の検査を毎日(平日)又は週 1 回行い、その他の項目は自己検査が可能な項目は月 1 回、委託検査項目は 3 か月に 1 回検査を行います。

②水質管理目標設定項目(表-7、9)

【原水】

- ・原水では臭気強度の検査を毎日(平日)、表-9 に示す農薬類の検査を 5 月～8 月の間に 2 回、その他の項目の検査を月 1 回又は 3 か月に 1 回行います。なお、有機物等は水質基準に定められている TOC の値で代替できることから検査を省略します。また、表-7 中の No. 10、12 ~ 14 及び 16 は水道水の消毒のために加えられる物質又は発生する物質であることから検査を省略します。

【浄水】

- ・浄水では残留塩素の検査を毎日(平日)、表-9 に示す農薬類の検査を 5 月～8 月の間に 2 回、その他の項目の検査を月 1 回又は 3 か月に 1 回行います。なお、企業団では、二酸化塩素による消毒を実施していないことから、亜塩素酸及び二酸化塩素の検査を省略します。また、TOC の値で代替できる有機物等の検査及び臭気強度の検査も省略します。

③独自設定項目(表-8)

- ・水質管理と関係のある項目(原水 4 項目、浄水 4 項目)の検査を毎日(平日)行います。更に、原水の水質変化を監視するため 1 4 項目の検査を週 1 回又は月 1 回行います。
- ・水系感染症を防止する観点からクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を浄水(ろ過水)で 3 か月に 1 回行います。
- ・原水及び浄水の放射性物質検査(放射性セシウム)を 3 か月に 1 回行います。

【供給過程(第 1 送水調整池、平塚追加塩素設備)】(表-6、7、8)

- ・トリハロメタン類及びその関連項目(pH 値、UV 吸光度等)の検査を月 1 回行います。

7. 臨時の水質検査

次の場合には、その状況を把握するため又は原因を究明するため関連する項目について、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源に異常があったとき、又は水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源付近や給水区域及びその周辺で水系感染症が流行したとき。
- (3) 浄水処理過程で異常があったとき。
- (4) 何らかの事由により水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (5) その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査の方法

- (1) 水質検査は、突発的な水質事故等にも対応できるよう自己検査を原則とし、法令に基づいた方法で行います。なお、一部項目（表－6～9）は、委託により検査を行います。委託先は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託します。
- (2) 委託検査の内容は次のとおりです。
 - ①委託検査項目及び検査頻度（表－6～9）
 - ・陰イオン界面活性剤【3か月に1回実施】
 - ・フタル酸ジ（2－エチルヘキシル）【3か月に1回実施】
 - ・農薬類【年2回実施】
 - ・ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）【3か月に1回実施】
 - ・クリプトスポリジウム及びジアルジア【3か月に1回実施】
 - ・放射性物質【3か月に1回実施】
 - ②試料の採取及び運搬方法
 - ・試料の採取は企業団職員が行い、大多喜浄水場にて委託検査機関に引き渡します。
 - ・試料の運搬は、委託検査機関が行います。
 - ③臨時検査の取扱い
 - ・定期検査と臨時検査の委託先は同一の検査機関とします。
 - ・委託契約書には、定期検査に関するものの他に臨時検査の速やかな実施について明記します。
 - ④委託した検査の実施状況の確認方法
 - ・作業記録や分析過程で得た情報（分析データ）の提出を求め、検査状況を確認します。
 - ・必要に応じて委託検査機関へ立ち入り、検査状況を確認します。

9. 水質検査の精度と信頼性の保証について

(1)水質検査の精度

- ①水質検査の方法及びその精度は法令に基づき、原則として水質基準値の 1/10 の定量下限値を確保するとともに、水質基準値の 1/10 付近の測定における変動係数（測定値のバラツキ具合を示す数値）が金属類などの無機物で 10 %以下、トリハロメタンなどの有機物で 20 %以下となるような検査を行います。
- ②内部精度管理及び厚生労働省や千葉県が実施する外部精度管理を通じて水質検査の精度向上に努めます。

(2)水質検査の信頼性確保

- ①測定者間のバラツキがなくなるよう検査方法ごとに標準作業手順書を作成し遵守します。また、標準作業手順書による検査が妥当なものであるか、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」（厚生労働省）に沿って評価します。
- ②分析機器は定期的に点検整備を行い、安定した機能を維持します。

10. 水質検査結果の評価

水質検査結果については、検査毎に水質基準値や過去の検査結果と比較し、評価を行い、異常があれば原因究明等必要な措置を講じます。

11. 水質検査計画及び検査結果の公表

(1)水質検査計画の公表

水質検査計画は、事業年度の開始前に作成し企業団揭示場及びウェブサイト（ホームページ）にて公表します。

(2)検査結果の公表

水質検査計画に基づき実施した検査の結果は、定期的に企業団ウェブサイト（ホームページ）で公表するとともに、水質年報を作成し企業団窓口や構成市町の図書館等で閲覧できるようにします。

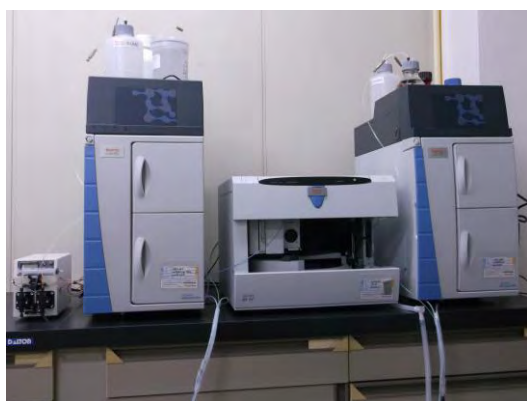
12. 水質検査計画の見直し

水質検査計画は水質基準等の改正や水質検査結果に応じて必要な見直しを行います。

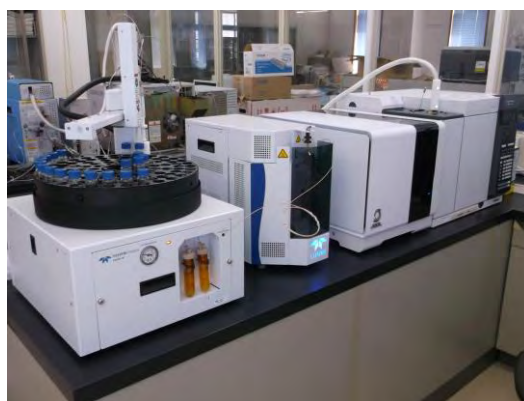
13. 関係機関との連携

- (1) 企業団と同じ房総導水路を水源とする九十九里地域水道企業団及び房総導水路管理者である（独）水資源機構と水質異常や水質事故等に関する情報の共有化を図っています。
- (2) 利根川・荒川水系を水源とする水道事業体により組織される「利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会」に加入し、利根川水系で発生する水質事故情報等を速やかに入手できるような体制を整備しています。また、県内河川で発生した水質事故については、千葉県異常水質対策要領に基づき千葉県環境生活部水質保全課が発信する情報を入手します。
- (3) 受水団体と水質に関する情報交換を積極的に行います。

主 要 分 析 装 置



イオンクロマトグラフ
(陽イオン、陰イオン検査用)



ガスクロマトグラフ質量分析計
(揮発性有機化合物検査用)



水銀計
(水銀検査用)



誘導結合プラズマ質量分析計
(金属類検査用)

表-3 平成29年度から令和3年度までの原水水質検査結果(年間検出最大値)

水質基準項目	水質基準値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		年最大	回数	年最大	回数	年最大	回数	年最大	回数	年最大	回数
1 一般細菌	100個/ml以下	2900	52	14000	52	3200	50	1200	52	700	52
2 大腸菌	検出されないこと	20	52	56	52	26	50	34	52	12	52
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	12	<0.0003	12	<0.0003	12	<0.0003	12	<0.0003	12
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	12	<0.00005	12	<0.00005	12	<0.00005	12	<0.00005	12
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.002	12	0.002	12	0.002	12	0.001	12	0.001	12
8 六価クロム化合物(*1)	0.02mg/L以下	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12	<0.002	12	<0.002	12
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.028	52	0.018	52	<0.004	50	0.005	52	0.013	52
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	3.79	52	3.48	52	4.10	50	3.96	52	3.71	52
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.15	12	0.16	12	0.14	12	0.13	12	0.15	12
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.05	12	0.05	12	0.06	12	0.04	12	0.04	12
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	12	<0.0002	12	<0.0002	12	<0.0002	12	<0.0002	12
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	12	<0.002	12	<0.002	12	<0.002	12	<0.002	12
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12
20 ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12
21 塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26 臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.26	12	0.32	12	0.25	12	0.18	12	0.19	12
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.46	12	0.54	12	0.47	12	0.28	12	0.35	12
35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	30.7	12	34.3	12	33.2	12	28.7	12	26.2	12
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.116	12	0.112	12	0.082	12	0.070	12	0.063	12
38 塩化物イオン	200mg/L以下	44.0	52	46.9	52	53.7	50	39.9	52	40.8	52
39 カルシウム、マグネシウム等	300mg/L以下	105.6	12	110.3	12	115.0	12	103.5	12	101.3	12
40 蒸発残留物	500mg/L以下	244	12	255	12	260	12	246	12	216	12
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	4	<0.02	4	<0.02	4	<0.02	4	<0.02	4
42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000002	4	0.000004	4	<0.000001	4	0.000001	4	0.000001	12
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	4	0.000002	4	0.000003	4	<0.000001	4	0.000003	12
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12
45 フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	12	<0.0005	12	<0.0005	12	<0.0005	12	<0.0005	12
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	2.7	52	2.9	52	2.9	49	2.2	52	2.7	50
47 pH値	5.8以上8.6以下	7.28～8.75	237	7.29～9.09	237	7.20～8.72	236	7.25～8.16	243	7.16～8.16	240
48 味	異常でないこと	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49 臭気	異常でないこと	主に植物性臭気	237	主に植物性臭気	237	主に植物性臭気	236	主に植物性臭気	243	主に植物性臭気	240
50 色度	5度以下	18.9	237	17.9	237	17.1	236	24.8	241	18.0	240
51 濁度	2度以下	14.6	237	16.8	237	14.7	236	22.1	241	11.0	240

(*1): 令和2年4月より、基準値が変更(0.05 mg/L⇒0.02 mg/L)になりました。

表-4 平成29年度から令和3年度までの浄水水質検査結果(年間検出最大値)

水質基準項目	水質基準値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		年最大	回数	年最大	回数	年最大	回数	年最大	回数	年最大	回数
1 一般細菌	100個/ml以下	1	52	2	52	0	50	0	52	0	52
2 大腸菌	検出されないこと	不検出	52	不検出	52	不検出	50	不検出	52	不検出	52
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	12	<0.0003	12	<0.0003	12	<0.0003	12	<0.0003	12
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	12	<0.00005	12	<0.00005	12	<0.00005	12	<0.00005	12
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12
8 六価クロム化合物(*1)	0.02mg/L以下	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12	<0.002	12	<0.002	12
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	52	<0.004	52	<0.004	52	<0.004	52	<0.004	52
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	3.76	52	3.38	52	3.98	50	3.92	52	3.66	52
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.13	12	0.12	12	0.10	12	0.11	12	0.12	12
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.05	12	0.05	12	0.05	12	0.04	12	0.04	12
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	12	<0.0002	12	<0.0002	12	<0.0002	12	<0.0002	12
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	12	<0.002	12	<0.002	12	<0.002	12	<0.002	12
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12
20 ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12
21 塩素酸(*2)	0.6mg/L以下	0.07	12	0.10	4	0.09	4	0.08	4	0.11	4
22 クロロ酢酸(*2)	0.02mg/L以下	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4
23 クロロホルム(*2)	0.06mg/L以下	0.004	51	0.003	52	0.004	50	0.003	50	0.004	52
24 ジクロロ酢酸(*2)	0.03mg/L以下	<0.003	4	<0.003	4	<0.003	4	<0.003	4	<0.003	4
25 ジブロモクロロメタン(*2)	0.1mg/L以下	0.016	51	0.019	52	0.018	50	0.018	50	0.019	52
26 臭素酸(*2)	0.01mg/L以下	<0.001	12	0.001	12	0.001	12	<0.001	12	0.001	12
27 総トリハロメタン(*2)	0.1mg/L以下	0.038	51	0.044	52	0.038	50	0.040	50	0.041	52
28 トリクロロ酢酸(*2)	0.03mg/L以下	<0.003	4	<0.003	4	<0.003	4	<0.003	4	<0.003	4
29 ブロモジクロロメタン(*2)	0.03mg/L以下	0.010	51	0.009	52	0.010	50	0.008	50	0.009	52
30 ブロモホルム(*2)	0.09mg/L以下	0.014	51	0.019	52	0.017	50	0.019	50	0.019	52
31 ホルムアルデヒド(*2)	0.08mg/L以下	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.03	12	0.03	12	0.03	12	0.03	12	0.03	12
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03	12	<0.03	12	<0.03	12	<0.03	12	<0.03	12
35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	36.4	12	41.9	12	40.4	12	33.7	12	32.9	12
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12	<0.001	12
38 塩化物イオン	200mg/L以下	51.9	52	55.6	52	55.8	50	44.9	52	46.7	52
39 カルシウム、マグネシウム等	300mg/L以下	107.3	12	116.4	12	107.9	12	104.3	12	101.3	12
40 蒸発残留物	500mg/L以下	273	12	274	12	267	12	265	12	244	12
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	4	<0.02	4	<0.02	4	<0.02	4	<0.02	4
42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001	4	<0.000001	4	<0.000001	4	<0.000001	4	<0.000001	12
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	4	<0.000001	4	<0.000001	4	<0.000001	4	<0.000001	12
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12	<0.005	12
45 フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	12	<0.0005	12	<0.0005	12	<0.0005	12	<0.0005	12
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	1.0	52	0.9	52	0.8	49	0.8	52	0.8	50
47 pH値	5.8以上8.6以下	7.35～7.72	237	7.36～7.69	237	7.27～7.98	236	7.36～7.70	243	7.30～7.69	240
48 味	異常でないこと	異常なし	237	異常なし	237	異常なし	236	異常なし	243	異常なし	240
49 臭気	異常でないこと	異常なし	237	異常なし	237	異常なし	236	異常なし	243	異常なし	240
50 色度	5度以下	<0.5	237	<0.5	237	<0.5	236	<0.5	241	0.5	240
51 濁度	2度以下	<0.1	237	<0.1	237	<0.1	236	<0.1	241	<0.1	240

(*1): 令和2年4月より、基準値が変更(0.05 mg/L⇒0.02 mg/L)になりました。

(*2): 最遠地に位置する南房総市白浜浄水池供給水の検査結果を記載しています。

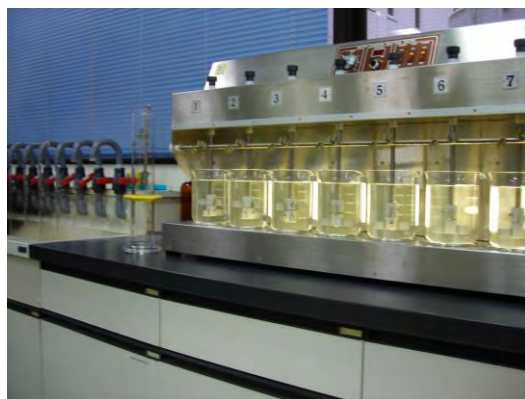
表-5 検査項目及び検査頻度（1日1回以上行う検査項目）

	検査項目	検査方法	安房系末端 南房総市 白浜浄水池	夷隅系末端 御宿町 第3配水池
1	色	水質自動測定器	毎日	毎日
2	濁り	水質自動測定器	毎日	毎日
3	残留塩素(※)	水質自動測定器	毎日	毎日

※ 残留塩素については全ての給水地点に自動測定器を設置し、消毒の効果を確認しています。



大多喜浄水場



浄水処理状況確認試験



浄水場着水井(原水:浄水場入口)



細菌検査



給水地点に設置されている水質自動測定器

表-6 検査項目及び検査頻度（水質基準項目）

					(検査回数/年)						
水質基準項目		検査方法	水質基準値	単位	法令に定める 検査頻度(*1)	水源	浄水場及び供給過程			給水地点	
						長柄ダム	浄水場着水井 (原水)	浄水場浄水池 (浄水)	揚外施設(*2)	給水地点(*3)	白浜浄水池
1	一般細菌	自己	100以下	CFU/ml	月1回以上	12	毎週	毎週		12	12
2	大腸菌	自己	検出されないこと			12	毎週	毎週		12	12
3	カドミウム及びその化合物	自己	0.003以下	mg/L			12	12		4	4
4	水銀及びその化合物	自己	0.0005以下	mg/L			12	12		4	4
5	セレン及びその化合物	自己	0.01以下	mg/L			12	12		4	4
6	鉛及びその化合物	自己	0.01以下	mg/L			12	12		4	4
7	ヒ素及びその化合物	自己	0.01以下	mg/L			12	12		4	4
8	六価クロム化合物	自己	0.02以下	mg/L			12	12		4	4
9	亜硝酸態窒素	自己	0.04以下	mg/L		12	毎週	毎週		12	12
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	自己	0.01以下	mg/L			12	12		4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	自己	10以下	mg/L		12	毎週	毎週		12	12
12	フッ素及びその化合物	自己	0.8以下	mg/L			12	12		4	4
13	ホウ素及びその化合物	自己	1.0以下	mg/L			12	12		4	4
14	四塩化炭素	自己	0.002以下	mg/L			12	12		4	4
15	1,4-ジオキサン	自己	0.05以下	mg/L			12	12		4	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	自己	0.04以下	mg/L			12	12		4	4
17	ジクロロメタン	自己	0.02以下	mg/L			12	12		4	4
18	テトラクロロエチレン	自己	0.01以下	mg/L			12	12		4	4
19	トリクロロエチレン	自己	0.01以下	mg/L	年4回以上		12	12		4	4
20	ベンゼン	自己	0.01以下	mg/L			12	12		4	4
21	塩素酸	自己	0.6以下	mg/L				毎週		12	12
22	クロロ酢酸	自己	0.02以下	mg/L				12		4	4
23	クロロホルム	自己	0.06以下	mg/L				毎週	12	12	毎週
24	ジクロロ酢酸	自己	0.03以下	mg/L				12		4	4
25	ジブロモクロロメタン	自己	0.1以下	mg/L				毎週	12	12	毎週
26	臭素酸	自己	0.01以下	mg/L			12	12		12	12
27	総トリハロメタン	自己	0.1以下	mg/L				毎週	12	12	毎週
28	トリクロロ酢酸	自己	0.03以下	mg/L				12		4	4
29	ブロモジクロロメタン	自己	0.03以下	mg/L				毎週	12	12	毎週
30	ブロモホルム	自己	0.09以下	mg/L				毎週	12	12	毎週
31	ホルムアルデヒド	自己	0.08以下	mg/L				12		4	4
32	亜鉛及びその化合物	自己	1.0以下	mg/L			12	12		4	4
33	アルミニウム及びその化合物	自己	0.2以下	mg/L			12	12		4	4
34	鉄及びその化合物	自己	0.3以下	mg/L		12	12		4	4	
35	銅及びその化合物	自己	1.0以下	mg/L		12	12		4	4	
36	ナトリウム及びその化合物	自己	200以下	mg/L			12	12		4	4
37	マンガン及びその化合物	自己	0.05以下	mg/L		12	12	12		4	4
38	塩化物イオン	自己	200以下	mg/L	月1回以上	12	毎週	毎週		12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	自己	300以下	mg/L	年4回以上		12	12		4	4
40	蒸発残留物	自己	500以下	mg/L			12	12		4	4
41	陰イオン界面活性剤	委託	0.2以下	mg/L			4	4		4	4
42	ジェオスミン	自己	0.00001以下	mg/L	発生時期に 月1回以上	12	12	12		12	12
43	2-メチルイソボルネオール	自己	0.00001以下	mg/L		12	12	12		12	12
44	非イオン界面活性剤	自己	0.02以下	mg/L	年4回以上		12	12		4	4
45	フェノール類	自己	0.005以下	mg/L			12	12		4	4
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	自己	3以下	mg/L	月1回以上	12	毎週	毎週		12	12
47	pH値	自己	5.8～8.6			12	毎日(*4)	毎日(*4)	12	12	毎週
48	味	自己	異常でないこと					毎日(*5)		12	12
49	臭気	自己	異常でないこと			12	毎日(*5)	毎日(*5)		12	12
50	色度	自己	5以下	度		12	毎日(*4)	毎日(*4)		12(*6)	12(*6)
51	濁度	自己	2以下	度		12	毎日(*4)	毎日(*4)		12(*6)	12(*6)

*1：法令の対象となる検査地点は給水地点のみです

*2：第1送水調整池及び平塚追加塩素設備

*3：白浜浄水池を除く他の給水地点

*4：原則として土曜・日曜・祝日を除いた日の毎日に職員が行う検査の他、水質自動測定器で常時監視を行っています

*5：原則として土曜・日曜・祝日を除いた毎日

*6：職員による定期検査の他、各系統を代表して白浜浄水池(南房総市)及び第3配水池(御宿町)では、水質自動測定器で常時監視を行っています

表-7 検査項目及び検査頻度（水質管理目標設定項目）

(検査回数/年)									
水質管理目標設定項目	検査方法	目標値 (P:暫定値)	単位	水源	浄水場及び供給過程			給水地点	
				長柄ダム	浄水場着水井 (原水)	浄水場浄水池 (浄水)	場外施設(*1)	給水地点(*2)	白浜浄水池
1 アンチモン及びその化合物	自己	0.02以下	mg/L		4	4			4
2 ウラン及びその化合物	自己	0.002P以下	mg/L		4	4			4
3 ニッケル及びその化合物	自己	0.02以下	mg/L		4	4			4
4 No.4に設定されていた亜硝酸態窒素は、平成26年度から水質基準項目に移行されました。									
5 1,2-ジクロロエタン	自己	0.004以下	mg/L		4	4			4
6 No.6に設定されていたトランス-1,2-ジクロロエチレンは平成21年度から水質基準項目に移行されました。									
7 No.7に設定されていた1,1,2-トリクロロエタンは削除されました。									
8 トルエン	自己	0.4以下	mg/L		4	4			4
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	委託	0.08以下	mg/L		4	4			4
10 亜塩素酸	—	0.6以下	mg/L	二酸化塩素を使用していないため、検査を省略					
11 No.11に設定されていた塩素酸は平成20年度から水質基準項目に移行されました。									
12 二酸化塩素	—	0.6以下	mg/L	二酸化塩素を使用していないため、検査を省略					
13 ジクロロアセトリル	自己	0.01P以下	mg/L		4				4
14 抱水クロラール	自己	0.02P以下	mg/L		4				4
15 農薬類	委託	1以下(*3)		2	2				
16 残留塩素	自己	1以下	mg/L		毎日(*5)	12(*6)	12(*6)		毎週(*7)
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	自己	10以上100以下	mg/L	水質基準と重複する項目					
18 マンガン及びその化合物	自己	0.01以下	mg/L	水質基準と重複する項目					
19 遊離炭酸	自己	20以下	mg/L	12	12		4	4	
20 1,1,1-トリクロロエタン	自己	0.3以下	mg/L	4	4			4	
21 メチルtertブチルエーテル	自己	0.02以下	mg/L	4	4			4	
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) 水質基準項目(全有機炭素(TOC)の量)の検査で代替できるため省略									
23 臭気強度(TON)	自己	3以下		12	毎日(*4)				
24 蒸発残留物	自己	30以上200以下	mg/L	水質基準と重複する項目					
25 濁度	自己	1以下	度	水質基準と重複する項目					
26 pH値	自己	7.5程度		水質基準と重複する項目					
27 腐食性(ランゲリア指数)	自己	-1程度以上とし 能力0に近づける		12	12		4	4	
28 従属栄養細菌	自己	2000P以下	CFU/ml	12	12		12	12	
29 1,1-ジクロロエチレン	自己	0.1以下	mg/L	4	4			4	
30 アルミニウム及びその化合物 水質基準と重複する項目									
31 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタネン酸(PFOA)	委託	0.00005P以下	mg/L	4	4			4	

*1 : 第1送水調整池及び平塚追加塩素設備

*2 : 白浜浄水池を除く他の給水地点

*3 : 検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計値が1以下であることを示します。検査項目は表-9に示す115項目とします

*4 : 原則として土曜・日曜・祝日を除いた日の毎日

*5 : 原則として土曜・日曜・祝日を除いた日の毎日に職員が行う検査の他、水質自動測定器で常時監視を行っています

*6 : 毎月1回の職員による検査の他に水質自動測定器で常時監視を行っています

*7 : 毎週1回の職員による検査の他に水質自動測定器で常時監視を行っています

表-8 検査項目及び検査頻度（独自設定項目）

			(検査回数/年)						
独自設定項目		検査方法	単位	水源	浄水場及び供給過程			給水地点	
				長柄ダム	浄水場着水井 (原水)	浄水場浄水池 (浄水)	場外施設(*1)	給水地点(*2)	白浜浄水池
1	水温	自己	℃	12	毎日(*3)	毎日(*4)	12	12	毎週
2	アルカリ度	自己	mg/L	12	毎日(*3)	毎日(*4)		4	4
3	電気伝導率	自己	μ S/cm	12	毎日(*3)	毎日(*4)	12	12	毎週
4	アンモニア態窒素	自己	mg/L	12	12				
5	UV 吸光度(260nm-50mmセル)	自己		12	毎日(*4)	毎日(*4)	12	12	毎週
6	化学的酸素要求量(COD)	自己	mg/L	12	12				
7	溶存酸素(DO)	自己	mg/L	12					
8	総窒素	自己	mg/L	12	12				
9	総リン	自己	mg/L	12	12				
10	浮遊物質	自己	mg/L	12	12				
11	嫌気性芽胞菌	自己	CFU/L	12	12				
12	クリプトスポリジウム	委託	*6	4		4(*5)			
13	ジアルジア	委託	*6	4		4(*5)			
14	生物	自己	個/ml	12	毎週				
15	クロロフィルa	自己	mg/L	12					
16	酸度	自己	mg/L		12	12		4	4
17	侵食性遊離炭酸	自己	mg/L		12	12		4	4
18	クロロホルム生成能	自己	mg/L		12				
19	ジブロモクロロメタン生成能	自己	mg/L		12				
20	ブロモジクロロメタン生成能	自己	mg/L		12				
21	ブロモホルム生成能	自己	mg/L		12				
22	総トリハロメタン生成能	自己	mg/L		12				
23	放射性物質(*7)	委託	Bq/kg		4	4			

*1 : 第1送水調整池及び平塚追加塩素設備

*2 : 白浜浄水池を除く他の給水地点

*3 : 原則として土曜・日曜・祝日を除いた日の毎日に職員が行う検査の他、水質自動測定器で常時監視を行っています

*4 : 原則として土曜・日曜・祝日を除いた日の毎日

*5 : ろ過水を検体としています

*6 : 長柄ダムは個/10L、ろ過水は個/20L

*7 : セシウム134及びセシウム137を対象項目とします。目標値は10Bq/kg以下(セシウム134及びセシウム137の合計)

表-9 検査項目（農薬類）

農 薬 名		検査方法	目標値	単位	備 考
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	委託	0.05 以下	mg/L	異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出する
2	2, 2-DPA(ダラボン)	委託	0.08 以下	mg/L	
3	2, 4-D(2, 4-PA)	委託	0.02 以下	mg/L	
4	EPN	委託	0.004 以下	mg/L	オキシソンの濃度と合計して算出する
5	MCPA	委託	0.005 以下	mg/L	
6	アシュラム	委託	0.9 以下	mg/L	
7	アセフェート	委託	0.006 以下	mg/L	
8	アトラジン	委託	0.01 以下	mg/L	
9	アニロホス	委託	0.003 以下	mg/L	
10	アミトラズ	委託	0.006 以下	mg/L	
11	アラクロール	委託	0.03 以下	mg/L	
12	インキサチオン	委託	0.005 以下	mg/L	オキシソンの濃度と合計して算出する
13	イソフェンホス	委託	0.001 以下	mg/L	オキシソンの濃度と合計して算出する
14	イソプロカルブ(MIPC)	委託	0.01 以下	mg/L	
15	イソプロチオラン(IPT)	委託	0.3 以下	mg/L	
16	イブフェンカルバゾン	委託	0.002 以下	mg/L	
17	イプロベンホス(IBP)	委託	0.09 以下	mg/L	
18	イミノクタジン	委託	0.006 以下	mg/L	
19	インダノファン	委託	0.009 以下	mg/L	
20	エスプロカルブ	委託	0.03 以下	mg/L	
21	エトフェンブロックス	委託	0.08 以下	mg/L	
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	委託	0.01 以下	mg/L	異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加え、代謝物であるエンドスルフェートの濃度と合計して算出する
23	オキサジクロメホン	委託	0.02 以下	mg/L	
24	オキシシン銅(有機銅)	委託	0.03 以下	mg/L	
25	オリサストロビン	委託	0.1 以下	mg/L	代謝物である(6Z)-オリサストロビンの濃度と合計して算出する
26	カズサホス	委託	0.0006 以下	mg/L	
27	カフエンストロール	委託	0.008 以下	mg/L	
28	カルタップ	委託	0.08 以下	mg/L	ネライストキシシンとして測定し算出する
29	カルバリル(NAC)	委託	0.02 以下	mg/L	
30	カルボフラン	委託	0.0003 以下	mg/L	
31	キノクラミン(ACN)	委託	0.005 以下	mg/L	
32	キャブタン	委託	0.3 以下	mg/L	
33	クミルロン	委託	0.03 以下	mg/L	
34	グリホサート	委託	2 以下	mg/L	代謝物であるアミノメチルリン酸(AMPA)の濃度と合計して算出する
35	グルホシネート	委託	0.02 以下	mg/L	
36	クロメブロップ	委託	0.02 以下	mg/L	
37	クロロニトロフェン(CNP)	委託	0.0001 以下	mg/L	CNP-アミノ体の濃度と合計して算出する
38	クロルピリホス	委託	0.003 以下	mg/L	オキシソンの濃度と合計して算出する
39	クロタロニル(TPN)	委託	0.05 以下	mg/L	
40	シアナジン	委託	0.001 以下	mg/L	
41	シアノホス(CYAP)	委託	0.003 以下	mg/L	
42	ジウロン(DCMU)	委託	0.02 以下	mg/L	
43	ジクロベニル(DBN)	委託	0.03 以下	mg/L	
44	ジクロルボス(DDVP)	委託	0.008 以下	mg/L	
45	ジクワット	委託	0.01 以下	mg/L	
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	委託	0.004 以下	mg/L	
47	ジチオカルバメート系農薬	委託	0.005 以下	mg/L	ジ'ネブ、ジラム、チクラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ(マンコゼブ)及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出する
48	ジチオピル	委託	0.009 以下	mg/L	
49	シハロホップチル	委託	0.006 以下	mg/L	
50	シマジン(CAT)	委託	0.003 以下	mg/L	
51	ジメタメトリン	委託	0.02 以下	mg/L	
52	ジメトエート	委託	0.05 以下	mg/L	
53	シメトリン	委託	0.03 以下	mg/L	
54	ダイアジノン	委託	0.003 以下	mg/L	オキシソンの濃度と合計して算出する
55	ダイムロン	委託	0.8 以下	mg/L	
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	委託	0.01 以下	mg/L	メチルイソチオシアネートとして測定する
57	チアジニル	委託	0.1 以下	mg/L	
58	チウラム	委託	0.02 以下	mg/L	
59	チオジカルブ	委託	0.08 以下	mg/L	
60	チオフアネートメチル	委託	0.3 以下	mg/L	

	農 薬 名	検査方法	目標値	単位	備 考
61	チオベンカルブ	委託	0.02 以下	mg/L	
62	テフリルトリオン	委託	0.002 以下	mg/L	
63	テルブカルブ(MBPMC)	委託	0.02 以下	mg/L	
64	トリクロピル	委託	0.006 以下	mg/L	
65	トリクロロホシ(DEP)	委託	0.005 以下	mg/L	
66	トリシクラゾール	委託	0.1 以下	mg/L	
67	トリフルラリン	委託	0.06 以下	mg/L	
68	ナプロバミド	委託	0.03 以下	mg/L	
69	パラコート	委託	0.005 以下	mg/L	
70	ビベロホス	委託	0.0009 以下	mg/L	
71	ピラクロニル	委託	0.01 以下	mg/L	
72	ピラノキシフェン	委託	0.004 以下	mg/L	
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	委託	0.02 以下	mg/L	
74	ピリダフェンチオン	委託	0.002 以下	mg/L	
75	ピリブチカルブ	委託	0.02 以下	mg/L	
76	ピロキロン	委託	0.05 以下	mg/L	
77	フィプロニル	委託	0.0005 以下	mg/L	
78	フェニトロチオン(MEP)	委託	0.01 以下	mg/L	オキシソンの濃度と合計して算出する
79	フェノブカルブ(BPMC)	委託	0.03 以下	mg/L	
80	フェリムゾン	委託	0.05 以下	mg/L	
81	フェンチオン(MPP)	委託	0.006 以下	mg/L	酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシソ、MPPオキシ ンスルホキシド及びMPPオキシソンスルホンの濃度と合計して算出する
82	フェントエート(PAP)	委託	0.007 以下	mg/L	
83	フェントラザミド	委託	0.01 以下	mg/L	
84	フサライド	委託	0.1 以下	mg/L	
85	ブタクロール	委託	0.03 以下	mg/L	
86	ブタミホス	委託	0.02 以下	mg/L	オキシソンの濃度と合計して算出する
87	ブプロフェジン	委託	0.02 以下	mg/L	
88	フルアジナム	委託	0.03 以下	mg/L	
89	ブレチラクロール	委託	0.05 以下	mg/L	
90	プロシミドン	委託	0.09 以下	mg/L	
91	プロチオホス	委託	0.007 以下	mg/L	オキシソンの濃度と合計して算出する
92	プロピコナゾール	委託	0.05 以下	mg/L	
93	プロピザミド	委託	0.05 以下	mg/L	
94	プロベナゾール	委託	0.03 以下	mg/L	
95	プロモブチド	委託	0.1 以下	mg/L	
96	ペノミル	委託	0.02 以下	mg/L	メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート(MBC)として測定し算出する
97	ベンシクロン	委託	0.1 以下	mg/L	
98	ベンゾピシクロン	委託	0.09 以下	mg/L	
99	ベンゾフェナップ	委託	0.005 以下	mg/L	
100	ベンタゾン	委託	0.2 以下	mg/L	
101	ベンディメタリン	委託	0.3 以下	mg/L	
102	ベンフルラカルブ	委託	0.02 以下	mg/L	
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	委託	0.01 以下	mg/L	
104	ベンフレゼート	委託	0.07 以下	mg/L	
105	ホスチアゼート	委託	0.005 以下	mg/L	
106	マラチオン(マラソン)	委託	0.7 以下	mg/L	オキシソンの濃度と合計して算出する
107	メコプロップ(MCPP)	委託	0.05 以下	mg/L	
108	メソミル	委託	0.03 以下	mg/L	
109	メタラキシル	委託	0.2 以下	mg/L	
110	メチダチオン(DMTP)	委託	0.004 以下	mg/L	オキシソンの濃度と合計して算出する
111	メミノストロピン	委託	0.04 以下	mg/L	
112	メトリブジン	委託	0.03 以下	mg/L	
113	メフェナセツ	委託	0.02 以下	mg/L	
114	メプロニル	委託	0.1 以下	mg/L	
115	モリネート	委託	0.005 以下	mg/L	

※ 表-9に示す農薬は、厚生労働省通知により対象農薬リストに掲載されている農薬です。
当該農薬類を使用している地域の浄水から検出される可能性が高く監視が必要とされている農薬類です。

南房総広域水道企業団
浄水課 水質班

〒298 - 0228 千葉県夷隅郡大多喜町小谷松 500 番地

T E L 0470 - 82 - 5651

F A X 0470 - 82 - 5654

メール suishitsu@m-sui.jp

ウェブサイト URL

<http://www.m-sui.jp/>